

## 鎌ヶ谷市自治会連合協議会地区ふれあい員規程

### (目的)

第1条 この規程は、地域福祉の充実を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

### (職務)

第2条 地区ふれあい員は、次のことを行う。

(1) 地区ふれあい員は、担当地区での近所付き合いの中から、福祉サービスを必要としている人を知り得た場合、当該地区の窓口である地区社会福祉協議会、又は関係機関に連絡する。

(2) 地区ふれあい員は、地域の福祉行事及び研修等に可能な限り協力する。

(3) 地区ふれあい員は、理事、又は福祉委員に相談することができる。

2 地区ふれあい員は、立場上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

### (所属)

第3条 地区ふれあい員は、福祉委員会に所属する。

### (選任)

第4条 地区ふれあい員は、地域に明るく、福祉に理解がある者を地区ふれあい員推薦届（別記第1号様式）で理事が推薦し、会長が委嘱する。

### (選任の基準)

第5条 地区ふれあい員は、地区自治会から、概ね50世帯に1名を選出する。

### (報告)

第6条 理事は、地区ふれあい員の退任の申出があったときは、地区ふれあい員変更届（別記第2様式）を提出し、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (任期)

第7条 地区ふれあい員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の議を経て定める。

### 附 則

この規程は、平成3年2月16日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

鎌ヶ谷市自治会連合協議会  
会長 様

地区自治会名  
理事氏名

### 地区ふれあい員推薦届

鎌ヶ谷市自治会連合協議会地区ふれあい員規程に基づき、下記のとおり推薦致します。

記

平成 年度地区ふれあい員数 ( ) 名

番号	ふりがな 氏名	郵便番号	住所	電話番号	単位 自治会名
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

鎌ヶ谷市自治会連合協議会  
会長 様

地区自治会名  
理事氏名

### 地区ふれあい員変更届

鎌ヶ谷市自治会連合協議会地区ふれあい員規程に基づき、平成 年度に推薦した地区ふれあい員について、( 変更はありません。 ・ 下記のとおり変更します。 )

※改姓・住所等の変更は、変更箇所を朱書き二本線で消し、余白に文字を記入してください。地区ふれあい員を削除する場合は、朱書き二本線で氏名等を抹消し、余白に「削除」と記入してください。地区ふれあい員を追加する場合は、空欄に氏名等を記入してください。

記

平成 年度地区ふれあい員数 ( ) 名

番号	ふりがな 氏名	郵便番号	住所	電話番号	単位 自治会名
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					